

(資料)

難民認定手続の運用に関する調査報告書

〈調査の概要〉

- 調査期間 2014年8月14日(木)～同月28日(木)
- 調査対象者 調査期間当時または過去の難民申請者合計127名
- 調査方法 面談または電話による聴き取り
- 調査項目
 - 1 難民認定申請時における申請用紙の交付, 申請書類の受付について
難民申請のための特定活動資格の発給について
 - 2 提出証拠(書証)の受付について
 - 3 難民調査官のインタビューにおける調査官等の対応について
 - 4 通訳人のスキル等について
 - 5 難民認定申請の却下に対する異議申立制度の告知について

〈調査の結果〉

項目1 難民認定申請時における申請用紙の交付や受領, 特定活動資格の付与

1 申請用紙の交付について

(1) 回答概況

ア 翌日までには交付された	80人
イ 当初は交付を拒絶され, 後になってようやく交付された	38人
ウ 入管以外から申請用紙を入手した, 或いは無回答	9人

(2) イの具体的な内容

① 断念させるための説得

- ・職員からの「難民にはならない」「難民は難しい」「送還します」「国へ帰させる」「長い時間がかかる」「無駄です」「考え直してください」「帰ってください」などの発言

② 虚偽説明

- ・職員からの「難民申請の権利がない」「申請できない」などの発言

③ 遅滞対応

- ・1か月以上経過してようやく申請書の交付を受けた者もいたようである。

2 申請書類の受付について

(1) 回答概況

<u>ア 速やかに受付された</u>	<u>90人</u>
<u>イ 当初は受付拒絶されたが、後になって受付がなされた</u>	<u>17人</u>
<u>ウ これから提出予定である、或いは無回答</u>	<u>20人</u>

(2) イの具体的な内容

① 粗暴行為

- ・ 職員が申請書類を破り捨てる、書類を投げる、机を叩く、大声で暴言、罵倒するなど

② 非協力的な対応（冷ややかな対応など）

- ・ 職員から「あなたは難民にはならない」などの発言

3 難民申請のための特定活動資格の発給について

調査対象者のうち7名が難民申請のための特定活動資格を有しており、いずれも問題なく発給されたと回答した。

4 小括

入管から申請書類を入手した者の3分の1が、職員の対応に問題があったと回答している。適正手続の観点からは、難民申請の翻意を迫ったり、用紙が迅速に交付されなかったりすることは重大な問題である。

項目2 提出証拠（書証）の受付について

(1) 回答概況

<u>ア 速やかに受付がなされた</u>	<u>71人</u>
<u>イ 拒絶された（弁護士が提出した場合を含む）</u>	<u>20人</u>
<u>ウ 未提出、自ら提出せず（弁護士が提出）、無回答</u>	<u>36人</u>

(2) イの具体的な態様

① 翻訳文の要求（多数）

② 書証成立や関連性への疑義を伴う拒絶

- ・ 職員から「翻訳者の押印がない」「偽造だ」「どれも一切関係ない」「趣旨が分からない」、（診断書を持参したが）「病気は関係無い」等の発言

(3) 小括

書証を受領しないことはもとより、受付段階で入管職員が証拠の内容を論難することは、主張立証活動を不当に制限するだけでなく、申請人に不当に心理的負担を与え得るものであり、速やかに是正されるべきで

ある。

項目3 難民調査官のインタビューにおける調査官の対応について

(1) 回答概況

<u>ア 特に問題はなかった</u>	<u>72人</u>
<u>イ 問題があった</u>	<u>43人</u>
<u>ウ 回答不能（インタビューなし，または未了）</u>	<u>12人</u>

(2) イの具体的な内容

① 粗暴行為

- ・ 机を叩く，書類を投げつける

② 罵倒・大声・糾問・冷笑・怒ったような態度

- ・ 「嘘をついている」「もういい」「意味がない」「時間ばかりかかる」「事実を言え，そうでなければ送還する」「言わないなら部屋に戻す」等の発言

③ 時間不足等

- ・ 調査官などが回答を急かす，申請者の説明を一方向的に打ち切るなど

④ 被害体験に対する配慮の欠如，出身国情報，民族，宗教への無理解

- ・ 「国に帰って下さい」「何故，オーバーステイしているの？」「貴方の国には大した問題がない」「あなたは出身国に帰ります」「神は関係無い」「大人なんだから，子どもみたいに馬鹿なことを言うな」などの発言。

(3) 小括

難民インタビューを受けた者の3分の1以上が，調査官の対応に問題があったと述べている。粗暴行為，罵倒などは，申請人の供述の任意性や信用性にも関わる重大な違法行為である。被害体験，宗教，民族等は，個人の尊厳に関わる事項であり，尊重されなければならないことは言うまでもなく，これらへの配慮を欠く言動は厳に慎むべきである。

項目4 通訳人のスキル等について

(1) 回答概況

<u>ア 特に問題はなかった，又は若干の訂正が必要だった程度</u>	<u>59人</u>
<u>イ 問題があった</u>	<u>50人</u>
<u>ウ インタビューなし（未了含む），回答不能，無回答</u>	<u>18人</u>

(2) イの具体的な回答

- ① 語学力の低さ（通訳の間違いなど）
- ② 罵倒・大声・悪口・冷笑など
 - ・ 通訳人から「帰れ」「難民にはならない」「日本には残れない」「帰った方がいい」との発言
- ③ 時間不足等（話を聞かない、通訳が短いなど）
- ④ 通訳人の交替要求に対応してくれない

(3) 小括

難民インタビューを受けた者の約半数が、通訳人のスキルや態度を問題視している。日本語を理解できる回答者が多かっただけに、こうした指摘は看過できない。通訳人としてのスキルを備えていないこと、申請者の供述に十分に耳を傾ける姿勢を欠く言動が見られることは、調書の信用性にとどまらず、難民インタビューの存在意義に関わる問題である。

項目5 難民認定申請の却下に対する異議申立制度の告知について

(1) 回答概況

ア 7日間以内なら異議申立出来ることが告知された	54人
イ 告知に問題があった	28人
ウ まだ初回申請の一次申請手続係属中、無回答	45人

(2) イの具体的な内容

- ① 異議申立制度の不十分な告知、無告知
 - ・ 異議申立そのものの説明無し。異議申立期間の説明無し。
- ② 断念させるための説得
 - ・ 「異議を申し立てても無駄」「同じ結果になる」との発言

(3) 小括

難民認定申請の却下を告知された者の3分の1が、異議申立制度の告知について問題があったと述べている。異議申立制度の告知が全くなかったとの点は、重大な手続違反であり、極めて深刻な問題である。また、異議申立を断念させるための発言も、申請人が有する手続上の権利を不当に制限するものであり、断じて許されないというべきである。

以上